

## 三雲駅清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

湖南市が行う三雲駅北口における清涼飲料水等自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項に基づきお申込みください。

### 1. 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	台数	最低貸付料 (年額)	特記事項
①	湖南市三雲 64番6	三雲駅北口	1	35,100 円	缶・ペットボトル、食品・菓子類 ※電子マネー(ICOCA)対応型 ※ユニバーサル対応型

※ 自動販売機の大きさは、W120cm × H185cm × D80cm 以内とする。

※ 設置場所については別途指示する。

### 2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人並びに被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 滋賀県内に本店又は支店・営業所があること。
- (3) 清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 法令等の規程により、販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許等を有していること（該当している場合のみ）。
- (5) 県税及び湖南市税の未納がないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。

### 3. 自動販売機の設置条件等

#### (1) 貸付料等

##### ① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、有償貸付契約を交わし、使用します。

##### ② 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から 令和9年7月31日までとします。

##### ③ 貸付料

本市が設定している最低貸付料以上で、価格提案のあった最高の価格をもって貸付料とします。

- ④ 貸付料とは別に光熱費を設置事業者が全額負担すること。

三雲駅北口の光熱費は、施設の所有者である「公益財団法人自転車駐車場整備センター」に支払うものとし、両者の指定する口座に定期（1年ごと）納付すること。

- ⑤ 必須条件

(ア) 1. 公募物件の特記事項に示すものであること。

(イ) 自動販売機の大きさについては、W120cm×H185cm×D80cm の範囲内に設置できるものであること。

(2) 使用上の制限

- ① 契約事項を遵守し、貸付料を確実に納付すること。

- ② 2-(4)にかかる許認可等は契約期間中、継続的に効力を有すること。

- ③ 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。

- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、都市政策課の指示に従うこと。

- ⑤ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）又は食品・菓子類

- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

- ② 原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。また、美観を損ねないよう管理に努めること。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関連法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

#### 4. 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和8年2月9日（月）から 令和8年2月27日（金）午後5時まで

(2) 申込受付場所

湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 都市政策課

(3) 申込に必要な書類

- ① 応募申込書（本市所定様式）

- ② 誓約書（本市指定様式）
  - ③ 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は住民票記載事項証明書の写し又は登録原票記載事項証明書の写し  
発行後3箇月以内のものに限ります。
  - ④ 県税及び湖南市税（法人又は個人等の市民税、固定資産税）の未納の税額がないことの証明書の写し
  - ⑤ 事業概要
- <法人>
- (ア) 会社概要
  - (イ) 直近の貸借対照表、損益計算書
- <個人>
- (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの
  - (イ) 令和5年度分の所得税確定申告書の写し
- ⑥ 2-(4)にかかる許認可等の免許証等の写し
- (4) 申込の手続き  
受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接持参してください。（郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。）

## 5. 質疑書の提出及び回答

- (1) 受付期間  
令和8年2月9日（月）から 令和8年2月16日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法  
質疑書（本市所定様式）により、上記受付期間内にメールしてください。
- (3) 質疑書への回答日  
令和8年2月20日（金）
- (4) 回答方法  
質疑内容を整理したうえで、応募登録者全員に事務局からメールにて回答します。

## 6. 價格提案書の提出期限及び審査

- (1) 價格提案書の提出期限及び審査の日時
  - 価格提案書提出期限 令和8年3月11日（水）午後5時まで
  - 価格提案書審査日時 令和8年3月18日（水）午後3時
- 価格提案書の提出先  
湖南市役所 都市政策課
- 価格提案書の審査場所  
湖南市役所 第2会議室

## (2) 價格提案書の提出方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、封をして表面に応募する物件番号を明記して、都市政策課へ提出してください。

## (3) 応募価格の表示

応募価格は、物件番号当たりの年間貸付料を表示してください。

## (4) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、提出した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## (5) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、令和8年3月18日（水）午後3時から、応募資格者立会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないとときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかつた場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

## (6) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低貸付料を下回る価格によるもの。
- ② 指定の日時までに提出しなかつたもの。
- ③ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ④ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案をしたもの。
- ⑤ 同一価格提案審査について、2以上の価格提案をしたもの。
- ⑥ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑦ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑧ 価格提案審査に関し不正な行為を行つた者がしたもの。
- ⑨ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

## (7) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低貸付料以上で最高の価格をもつて有効な価格提案を行つた者とします。

なお、設置予定事業者に決定した者には価格提案審査終了後、契約手続の説明を行います。

## (8) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の応募をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

## (9) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び金額を、設置予定事業者を

決定しないときは、その旨を応募申込者に通知します。

(10) 價格提案審査の中止

不正な価格提案が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することができます。

**7. 契約手続**

有償貸付契約の手続きは、令和8年4月1日（水）までに行います。

なお、契約は、応募申込書に記載された名義で行います。

**8. 設置予定事業者の決定の取り消し**

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに契約手続に応じなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合。

**9. その他**

応募及び契約手続に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

**【募集に関する問い合わせ先】**

湖南市役所 都市政策課 市街地・公園整備係

〒520-3288 湖南市中央一丁目1番地

電話 0748（71）2336

FAX 0748-72-7964

(参考) 設置場所

